

相手国政府・相手国国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (年月日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
コンゴ民主共和国	コンゴ民主共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とコンゴ共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	500,000 千円 -----	2020.8.6 キンシャサで (同日)	日本側 軽部洋在 コンゴ民主共和国大使 コンゴ民主共和国側 務大臣兼外務大臣 リー・トゥンバ・ンゼザ 国務大臣兼外務大臣	2020.8.31 356号
コンゴ民主共和国	食糧援助に関する日本国政府とコンゴ民主共和国政府との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	300,000 千円 -----	2020.10.15 キンシャサで (同日)	日本側 軽部洋在 コンゴ民主共和国大使 コンゴ民主共和国側 務大臣兼外務大臣	2020.11.24 451号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。